契約約款新旧対応表

追加・変更となった条項は右列にて**太字下線**となっています。

条数	旧版（２０２３年3月３１日まで）	新版（２０２３年４月１日から）
1	「入会を希望する生徒・保護者（以下甲）」は、以下の条項を承諾のうえ、「Freewill 学習塾（以下乙）」に対して入会申込書の提出及び入会金、サポート費、教材費、当該授業料の支払いを以て入会とし契約が成立します。また、この支払は郵貯銀行または指定の銀行機関の振替を利用することとします。 ２．乙のキャンペーン特典が発生する場合に限って、入会費用の一部免除される場合があります。 ３．兄弟が同時に通塾する場合に限って、二人目の入会金を半額と致します。	・１～２項までは変更しない ・３項の兄弟入塾の場合は２項に組み込み、３項を以下のように変更。 **３．再入塾の場合、入会金が免除されます。**
2	甲は翌月の月謝(授業料、サポート費他)を、前月の 26 日(当日休業日の場合は、翌営業日)に甲指定の銀行口座からの自動引き落としを利用して支払うものとします。甲は、引き落としが不能にならないように配 慮をお願いします。ただし、自動引き落とし登録の手続きが完了するまでの入会から 2～3 ヶ月は、指定先の 銀行口座へお振込みでのお支払いをお願いします。	・１項は変更しない ・２項に以下を追加（現状の内部規定を明文化） **２．甲が月謝の支払いを２ヶ月滞納した場合、出席停止となります。その後も甲が滞納を続ける場合、乙は甲の退会処分をいたします。**
3	変更なし	
4	変更なし	
5	変更なし	

6	甲が退会を希望する場合は、毎月 10 日までを当月分の申請期限とし、その月の末日にて退会となります。乙にその旨を申し出、所定の退会申請書を提出することによって承認されます。毎月 11 日以降の申し出については、翌月末日をもって退会となります。なお、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるも のとし、それを超える前受金を受領している場合には、差額分を返還するものとします。返還する差額分は、翌月末までに指定の口座に振り込みます。 2.学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限一万一千円迄の初期 費用、提供された役務の対価及及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額。 3.学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用。	・１項を以下のように変更 ・２項および３項を削除し、新たに２項を追加（現状の内部規定を明文化） 甲が退会を希望する場合は、毎月１０日**（当日休業日の場合は、前営業日）**までを当月分の申請期限とし、その月の末日にて退会となります。乙にその旨を申し出、**所定の退会届**を提出することによって承認されます。**毎月締切日より後の申し出**については、翌月末日をもって退会となります。 **２．甲の無断欠席が２ヶ月続いた場合、乙は甲の退会処分をいたします。**
7	変更なし	
8	甲は、やむを得ない場合を除いて、当該授業に遅刻・欠席をしないように努めてください。さらに、乙は可能な限りこれを支援してください。当日の病気や学校の正規カリキュラム以外での欠席に関しては、お振替授 業ができません。その他事情等による欠席で振替授業をご希望される場合は、振替授業の申込みを指定の用紙に記入し提出してください。	・以下のように変更（振替授業の申し込み用紙については現状利用がないため） 甲は、やむを得ない場合を除いて、当該授業に遅刻・欠席をしないように努めてください。さらに、乙は可能な限りこれを支援してください。**病気や怪我、学校の正規カリキュラム**以外での欠席に関しては、振替授業ができません。

9	甲は、病気や学校の正規カリキュラムなどにより、遅刻や欠席があらかじめわかっている時は、事前に乙に連絡し、必要な指示を受けてください。当該授業当日、やむを得ず遅刻・欠席する場合は、可能な限り授業開始 3 時間前までに乙に連絡し、指示を受けてください。	甲は、**行事や学校の正規カリキュラムなどにより**、遅刻や欠席があらかじめわかっている時は、**可能な限り一週間前までに乙に連絡**し、振替授業等必要な指示を受けてください。当該授業当日、**病気や怪我のため**、やむを得ず遅刻・欠席する場合は、**授業開始２時間前までに乙に連絡した場合、振替授業をいたします。**
１０	乙は甲の欠席がやむを得ないと判断し、事前に規定の連絡を受けた際は、以下の基準で欠席日から１ヶ月 以内に振替授業を実施します。 １）週１回通塾生・・・月に１回まで振替可 ２）週２回通塾生・・・月に２回まで振替可 ３）週３回通塾生・・・月に３回まで振替可 ４）週４回通塾生・・・月に４回まで振替可	**９条に則って振替授業を行う場合、以下の基準で欠席日から２ヶ月以内に振替授業を実施します。** （回数基準は変更なし）
１１	変更なし	
１２	変更なし	
１３	変更なし	
１４	乙は、生徒の目標達成を支援する乙と常に情報交換(保護者会・保護者面談)を心掛け、年に最低３回は 情報交換の機会として面談を設定します。甲は、不安や疑問が生じた際には、積極的に乙に問い合わせると ともに、面談には積極的に参加してください。	乙は、生徒の目標達成を支援する甲と常に情報交換を心掛け、年に最低３回は情報交換の機会として面談や保護者会を設定します。甲は、不安や疑問が生じた際には、積極的に乙に問い合わせるとともに、保護者面談や保護者会には積極的に参加してください。

１５	乙は、甲の入院の他、病気や怪我などで通塾が不可能な場合に休会を認める場合があります。休会を希望 する際は休会申請書をご提出ください。休会期間は最大で３ヶ月となります。休会が ３ ヶ月を過ぎますと自動的に退塾となります。 自動退塾から １ 年以内に再入塾した場合には入会金は免除となります。	・１項の自動退塾規定を削除し、再入塾については第１条に移動 ・２項に現状の内部規定を明文化 ・３項に休会期間の延長規定を追加 乙は、甲の入院の他、病気や怪我などで通塾が不可能な場合に休会を認める場合があります。休会を希望する際は所定の休会申請書をご提出ください。休会期間は最大で３ヶ月となります。 **２．休会期間は、甲は設備・サポート費のみを支払うものとします。** **３．休会期間が２ヶ月に達した時点で、通塾開始の見通しが経たない場合、甲は休会申請書を再度提出することができます。**
１６	変更なし	
１７	変更なし	
１８	変更なし	